

●現実に現れた震災がれきのアスベストでのガン発症者

津波から8ヶ月近く経つが、市ではまだ建物の解体が続く。大気汚染防止法では、建物解体時には、アスベスト建材の回収が義務付けられているが、守られていないのか？ これを解体現場で問うと、どこでも同じ答が返ってきた。

「そんなこと丁寧にやったら、仕事終わらないよ。既に全壊や半壊して、グチャグチャなんだから」

そのグチャグチャの現場でアスベスト用マスクをしない作業員を高橋社長は心配する。なぜなら、**95年の阪神大震災で、がれき撤去に携わった人たちに今、中皮腫が発症している**からだ。これまで3人が労災認定された。

その一人、渾大防順造さん(79)は震災当時、建設会社の営業社員だった。だが、建物の解体や撤去に人手が足りないため、急遽現場監督として駆り出された。「現場では、キャタピラやユンボが動くたび白いホコリが飛び散りましたが、当時はアスベストが危ないとかの情報ないですわ。そこで何ヶ月もマスクなしで働いたわけです」(渾大防さん)

だが10年後、肺に水が溜まり始めた。入院しては水を抜くが、2、3日たつとまた水が溜まる繰り返し。3年前、ようやく「中皮腫です」と診断された。そして告げられたのが「余命2年」。

「3年経っても生きてますが、だからこそ不安です。今は階段を上るのも運転をするのもしんどいですわ。ワシはもう治りませんが、**こんなしんどい病気と分かっておればマスクしてました**。何も教えられなかったのが残念です」

潜伏期間が30年とすれば、阪神大震災での従事者のガンや中皮腫の発症は2025年、東日本大震災のは2041年前後になる。だが問題は、30年後に、「30年前の瓦礫撤去が原因」と訴えても、労災認定が極めて難しいこと。

渾大防さんの場合は、現場で働いたという会社の記録もあり労災認定にこぎつけた。そのことから、その労災認定を支援したNPO法人「ひょうご労働安全衛生センター」(神戸市)の西山和宏事務局長は、こう訴える。

「とにかく**今のうちに、会社に『何年何月から何年何月まで瓦礫撤去や解体に従事した』との証明書を作ってもらってください**。労災認定への証拠になります。また、厚生労働省発行の『健康管理手帳』は、アスベストが発生する現場で1年以上働き、労働基準監督署の審査に通るともらえます。医療機関での健康診断が年2回無料になる。周知されていないのが難点ですが、是非利用して欲しいです」

●ボランティアは労災対象外。だからマスクを！

だが、問題はボランティアだ。「ボランティアの救済は難しい。と言うのは、**ボランティアは労災の対象外**なんです」

せっかくの熱意で瓦礫撤去に従事しても、中皮腫という不治の病になり、自費で治